

日本赤十字社医学会会則

総 則

第1条 本会は、日本赤十字社医学会と称する。

第2条 本会の事務局を、日本赤十字社事業局医療事業部に置く。

目的及び事業

第3条 本会は、日本赤十字社に勤務する医師、歯科医師、薬剤師及びその他の職員の医療及び赤十字事業に関する知識と技術の向上を図ることを目的とする。

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 総会、学術集会、講演会などの開催
- (2) 機関紙などの発行
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

会 員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 日本赤十字社に勤務する医師、歯科医師、薬剤師及びその他の職員とする。
- (2) 本会には、役員推薦及び評議員会の議決を得て、名誉会員を置くことができる。

役員及び評議員

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 理事 若干名
- (3) 会計監事 2 名

第7条 理事長は、日本赤十字社事業局長とする。

- 2 理事並びに会計監事は、評議員会の同意を得て理事長が委嘱する。

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、本会を代表し、会務を統括するほか、役員会及び評議員会を招集し、その議長となる。
- (2) 理事長に事故あるときは、理事長が予め指名した理事がその業務を代行する。
- (3) 理事は、理事長が予め委任した会務を執行する。
- (4) 会計監事は、決算を監査し、会計帳簿、現金、物品等を検査する。

第9条 本会に、評議員会を置く。

- 2 評議員は、会員の推薦による者の中から、理事長が委嘱し、60名以内とする。
- 3 評議員は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる重要条件を審議、議決する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 収支予算、決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) 会長の選任、総会の開催日、開催地
 - (5) その他、重要事項
- 4 評議員会は、3分の2以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 理事長は、特別の事情があるときは、評議員会を招集しないで、評議員に議案を送付し、文章による賛否の意見を徴し、会議に代えることができる。

第10条 役員及び評議員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、日本赤十字社事業局長にある間とする。
- (2) その他の役員及び評議員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員及び評議員に欠員を生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

総会、事業年度、会費、機関誌等

第11条 総会は、毎年1回行うものとする。

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りではない。

第14条 本会の経費は、日本赤十字社の支出金並びに会員の会費その他の寄付金をもってこれにあてる。

第15条 総会及び学術集会において発表された研究内容、その他会務内容については、「日赤医学」誌上に発表するものとする。

第16条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は医療事業部企画課長とし、庶務に従事する。

附 則

1. この規則は昭和39年6月26日より施行する。
2. 改正平成4年4月1日
3. 改正平成5年10月7日
4. 改正平成14年4月1日
5. 改正平成19年4月1日